

第1章 離島振興の基本方針

第1節 計画の意義

この計画は、離島振興法第4条の規定にもとづき、長崎県の離島振興対策実施地域について、今後の振興方向、講じようとする諸施策を明らかにするものである。

本県には、無人島を含めると約600の島々があり、そのうち離島振興対策実施地域の指定を受けた有人島は51島あり、約11万人が生活を営んでいる。

《長崎県の法指定有人離島の人口及び面積等》

		有人島数	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数	市町数
地域名	対馬島	6	703.73	28,502	12,681	1市
	壱岐島	5	137.40	24,948	9,726	1市
	平戸諸島	17	77.97	6,543	3,229	3市1町
	五島列島	18	614.57	51,894	24,923	1市1町
	壺浦大島	2	8.05	243	169	1市
	松島	2	7.45	602	398	2市
	高島	1	1.19	324	205	1市
離島計(A)		51	1,550.36	113,056	51,331	8市2町
県計(B)			4,130.98	1,312,317	558,230	13市8町
(A)/(B) (%)			37.53	8.61	9.20	
全国の離島(C)		254	5,308.47	376,229		69市31町11村
(A)/(C) (%)		20.08	29.21	30.05		

- (注)・有人島数：令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）において、人口が確認された島
 ・面積：1km²以上の島については、国土院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（令和3年10月1日現在）」1km²未満の島については、市町村調べ等
 ・人口、世帯数：令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）
 ・市町村数：離島振興対策実施地域一覧（令和4年4月1日現在）

これらの地域は、上表のように、県人口の約9%、全国の法指定有人島人口の約30%を占めており、全国一の離島県である本県では、「しまの振興なくして長崎県の発展なし」との考えのもと、離島地域の振興を県政の最重要課題のひとつに位置付けている。

昭和28年に制定以来、離島振興法は離島地域の振興に大きな役割を果たしてきたが、依然として若年層の島外流出をはじめとした人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

こうした中、離島振興法は、令和4年11月、適用期間がさらに10年間延長されるとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ必要な見直しがなされた。今回の改正では、離島の役割として「再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加されたことに加え、離島振興において「関係人口のような島外人材も活用していく視点」が明記されたほか、これまでの離島の条件不利性を克服する取組について支援策のさらなる充実・強化が図られている。（今回の法改正の要旨については第4章第2節参照）

このような法律の改正を踏まえて、令和5年4月から令和15年3月末の10年間を計画期間とする新たな離島振興計画を策定する。なお、社会情勢の推移等を勘案しつつ、計画の見直しが必要となった場合は、適宜、計画変更を行うものとする。

第2節 離島の役割

本県の海岸線の長さは全国有数であり、国際的な海洋利権の争奪が加速する中、本県の島々は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、海上交通の安全の確保などにおいて、海洋政策上、非常に大きな役割を果たしている。国境周辺離島においては、そこに人が住み、漁業をはじめとした経済活動を行っていること自体が、「現在の防人」として国益にも直結している。

また、本県の島々には、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産をはじめ、原の辻(はるのつじ)遺跡などの日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ~古代からの架け橋~」の構成文化財、元寇史跡、遣唐使・遣隋使・朝鮮通信使などの歴史的資産が残されており、中国や朝鮮半島に地理的に近い優位性や長い交流の歴史によって培ってきた国際的友好・信頼関係を土台として、経済的にも、文化的にも国際交流の拠点として重要な役割が期待されている。

このような国家的役割とともに、海に囲まれ、本土から離れていることにより形成された、美しい自然環境や伝統文化などの地域資源を有することによる「癒しの空間」の提供といった国民的役割も担っている。

第3節 基本理念

国立社会保障・人口問題研究所による本県の市町の区域が全部離島である5市町（五島市、壱岐市、対馬市、小値賀町、新上五島町）の令和27年（2045年）の将来推計人口は、約55千人と現在の6割程度まで減少し、高齢化率は45%を超えるという非常に厳しい結果となっている。

有人国境離島法施行後は、これまでの離島振興法に基づく施策に加え、新たな関連施策の積極的な推進により、一部の市町においては人口の社会増が実現するなど明るい兆しも見え始めているものの、人口減少や地域の衰退といった構造的な課題の解決には至っておらず、このまま離島の人口減少に歯止めがかからなければ、地域の衰退が進み、離島が有する国民的・国家的役割を果たすことができなくなる恐れがある。

そのため、本県においては、この状況を打開し、離島の新たな振興を図るため、令和3年3月に策定した「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」において、7つの政策横断プロジェクトの一つとして、『ながさき しまの創生プロジェクト』を定め、市町と一体となって、各種施策に取り組んでいる。

また、令和4年11月に可決・成立した新たな離島振興法においても、その目的として、再生可能エネルギーの導入及び活用や関係人口のような島外人材も活用していく視点が盛り込まれたところであり、今後の離島振興では、医療・介護、教育、交通の確保など住民生活を支える取組の更なる推進はもちろんのこと、離島のデジタル化による遠隔医療、遠隔教育の導入推進、再生可能エネルギーの活用といった離島の新たな試みを推進しながら離島の特性を生かした「新たな日常」の実現や持続可能な地域社会維持への対応など次の時代にあった新たな離島振興施策を講じ、離島の定住促進に取り組むことが重要である。

以上のことから、新たな離島振興計画においては、離島振興の基本理念を次のように定める。

長崎県離島振興基本理念

ながさき しまの創生 ~しまの人口減少に歯止めをかける~

第4節 基本的方向性と重点施策

離島振興基本理念に基づく具体的な施策を実施するにあたり、次の3つの基本的方向性を設定する。

1 しまの地域資源を最大限に活かした産業活性化と交流人口拡大

離島の住民が、しまで働き住み続けるためには、基幹産業である第一次産業を中心に持続的な発展を図ることが不可欠である。

このため、離島の特性に応じた産業の活性化により、雇用・就業の場の確保を目指す。

<重点施策の例>

- ・国境離島交付金等の活用による各しまの特色を活かした良質で安定した雇用の場の創出
- ・UIターン者のしまでの創業や、島外の民間企業による新たな事業展開の促進
- ・しまの産品（農水産品・加工品）の振興を図る消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトの推進
- ・漁場の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な取組、起業や雇用を創出する取組等への支援
- ・滞在型観光の促進のためのしまの魅力を活かした観光まちづくりの推進
- ・離島留学の促進と体験型修学旅行の誘致促進等
- ・海洋等の自然環境や課題先進地としての特性を活かし、先端技術を取り入れたしまの活性化
- ・（五島）世界遺産・食・伝統文化等を活かした滞在型観光の促進、洋上風力発電や潮流発電による海洋エネルギー関連産業の振興
- ・（壱岐）テレワークセンターを拠点にした島外からの事業展開の促進、再生可能エネルギーの導入促進
- ・（対馬）国内外の観光客を呼び込むための受入環境整備や魅力ある周遊プランの構築、大学等と連携した自動運転の共同研究の推進

テレワークセンター：通信環境やセキュリティ等のオフィス環境が整った施設（共同利用型オフィス）

2 しまの産業を支える人材の確保・育成

東京一極集中のリスクが認識され、首都圏等において地方移住への関心が高まっている中、都市部住民等と地域住民とが継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大や、移住及び定住に係る環境整備の促進により、地域産業やコミュニティの担い手の確保を目指す。

< 重点施策の例 >

- ・しまの若者の地元定着やUターン者の拡大に資する島内企業の人材確保の促進
- ・若者の地元定着のための高校生等への島内産業情報の発信
- ・しまの基幹産業である農林水産業の人材確保・育成
- ・市町や観光協会等と一体となった観光客へのおもてなしの向上の取組を支える人づくりの推進
- ・しまへの観光誘客や移住促進に効果的な市町と連携した情報発信の強化
- ・移住促進や関係人口拡大、集落維持のための施策等、他地域をリードするモデル事業のしまでの積極展開

3 しまの不利条件の克服としまの重要性の発信

これまで本県では、離島振興を県政の最重要課題の一つとしてとらえ、総合交通体系の整備をはじめとする離島の自立的発展の基盤確保に取り組んできたが、いまだ十分とは言えず、輸送コストをはじめとする離島の自然的制約に由来する不利条件は大きな阻害要因となっている。今後も離島の自立的発展の実現に向けて、必要な施策を継続していくとともに、本土と同等以上の競争条件を作り、離島の定住環境を整えるため、離島の不利条件の解消に取り組んでいく。

また、離島が担う国家的・国民的役割を全国に普及させるためには積極的な情報発信が必要であることをふまえ、離島が担う、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、海上交通の安全の確保などの国家的・国民的役割や、一方で、その地理的条件から離島が抱える不利条件が顕著に現れる地域であり、そこに人が居住し続け、将来にわたってその役割を果たしていくためには、地域の振興や定住促進のためのさらなる支援が不可欠であることを全国に発信していく。

< 重点施策の例 >

- ・住民の航路・航空路運賃の低廉化と農林水産品等の輸送コストへの支援
- ・離島航路・航空路の維持等への支援
- ・5Gを活用した本土離島間の地理的ハンディを解消する新たな事業展開など、しまの産業振興や都市部からの移住促進等に不可欠な次世代通信規格の基盤整備
- ・市町と民間企業等が連携し、公共交通や医療の充実など、しまの課題を新技術導入により解決を図るスマートアイランド等の取組の促進
- ・本県の実情や離島の国家的・国民的役割の重要性を踏まえた離島振興法の改正・延長に向けた国への要望活動の実施

【離島の振興に関する目標】

本計画においては、しまの人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態）の実現に向けて、「しまの人口の社会減を0にする」を基本目標とし、分野別の指標を下記のとおり設定する。

しまの人口の社会増減数を0にする（全部離島の5市町）

指標	基準値 （基準年）	中間値 （基準年）	目標値 （目標年）
しまの人口の 社会増減数	901人 （R3年）	±0人 （R9年）	±0人 （R14年）

農林水産物の生産額を維持

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
年間の農林産物の生産額 （百万円）	18,011（H30年）	18,011（R9年）
年間の水産物の生産額 （百万円）	38,749（H30年）	38,749（R9年）

農林水産物の担い手を確保

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
年間の新規就農・就業者数 （人）	89 （H29～R3の平均）	89（R9年度）
年間の新規漁業就業者数 （人）	96 （H29～R3の平均）	129（R9年度）

良質で安定した雇用の場の創出

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
年間の雇用機会拡充事業等 による新規雇業者数（人）	171（R3年度）	250（R9年度）

滞在型観光の促進

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
年間の延宿泊者数（千人）	783（H27年度）	1,078（R9年度）

交流人口拡大による航路・航空路の輸送客数

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
年間の航路・航空路輸送客数 （千人）	2,739（H30年度）	2,710（R9年度）

【離島振興計画の達成状況の評価】

この計画に定める離島振興に資する対策については、長崎県総合計画等の進行管理とPDCAサイクルに基づく効果検証を行い、適切な進捗管理に努める。

【県による離島市町への支援】

県は市町相互間の広域的な連携の確保、市町に対する離島の振興のために必要な情報提供等の支援を行う。